

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、避難者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり、甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで避難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を整備し、乙が設置する通信設備（屋外線、保安器、屋内配線、モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する通信設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は別記を作成し甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

2 前項に定める特設公衆電話の設置に係る経費は、乙が負担するものとする。ただし、設置に際して屋内配管等新たな設備の設置が必要な場合は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲の判断により利用を開始することができるも

のとし、特設公衆電話の撤去後甲は乙に対し施設場所・期間について連絡を行うこととする。

- 2 前項の定めは、甲が実施する防災訓練等で甲が特設公衆電話を利用することを妨げるものではない。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう努めるものとする。

- 2 特設公衆電話の利用に関する費用は、乙が負担する。ただし、甲が第14条に反して目的外利用を行った場合は、この限りでない。

(国際通話可能な回線の扱い)

第11条 国際通話可能な回線については、原則1避難所1台として設置する。

(特設公衆電話の利用の終了)

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第13条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第14条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章で協定の解除をしない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第16条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ、各自がその1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長

乙 京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社京都支店長